

## 福岡県太宰府市「歴史と文化の環境税」の新設（更新）について

### 1. 歴史と文化の環境税を更新する理由 [太宰府市協議書抜粋]

本市は特別史跡「大宰府跡」など市域の約16%を史跡地が占め、観世音寺、太宰府天満宮など数多くの歴史的文化遺産を有しており、九州国立博物館の誘致や文化庁の日本遺産の認定など、厳しい財政状況ではあるものの本市の特色を生かしたまちづくりを進めてきた。

このような中、本税を財源として歴史的文化遺産や観光資源等の整備、観光客のおもてなし、環境負荷削減などの事業に重点的に取り組んできたところである。引き続きこれらの施策に取り組んでいくためには今後も多くの財源を必要としている。

（略）また、先般開催された太宰府市税制審議会では、（略）現状のまま継続することが望ましいとの答申を受けた。

したがって、本市としては、税制審議会の答申を尊重し将来のまちづくりの財源の必要性やこれまでの成果を踏まえて、本税を「継続する」との判断に至った。

### 2. 歴史と文化の環境税の概要

課税団体	福岡県太宰府市
税目名	歴史と文化の環境税（法定外普通税）
課税客体	*有料駐車場に駐車する行為
課税標準	有料駐車場に駐車する台数
納税義務者	有料駐車場に駐車する者
税率	二輪車（自転車を除く） 50 円 乗車定員 10 人以下の自動車 100 円 乗車定員 10 人超 29 人以下の自動車 300 円 乗車定員 29 人超の自動車 500 円
徴収方法	特別徴収 （特別徴収義務者…有料駐車場の事業者）
収入見込額	（平年度） 44,090千円
非課税事項等	地方税法に規定する障害者と介護者及び障害者に準ずる者
徴税費用見込額	（平年度） 1,824千円
課税を行う期間	3年間（令和3年5月23日～令和6年5月22日）

\*有料駐車場…市内にある有料駐車場のうち、月極駐車場、事業所・店舗等に付随する駐車場、臨時的駐車場を除いたもの

### 3. 同意要件との関係

歴史と文化の環境税について、不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

(1) 国税または他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。

① 課税標準

歴史と文化の環境税の課税標準は「有料駐車場に駐車する台数」であり、形式的にも実質的にも国税又は他の地方税に課税標準を同じくするものがあるとは認められない。

② 住民の負担

税率は車種区分毎に 50 円から 500 円に過ぎず、過重な負担になるとはいえない。

したがって、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には、該当しないものと考えられる。

(2) 地方団体間の物の流通に重大な障害を与えること。

歴史と文化の環境税は、地方団体間の物の円滑な流通を阻害するような内国関税的なものとは言えず、「地方団体間の物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないものと考えられる。

(3) (1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

歴史と文化の環境税が影響を与えるような「国の経済施策」は存在しないことから、「国の経済施策に照らして適当でないこと」には該当しないものと考えられる。